

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	1 熊本県環境保全型農業直接支払事業	1 環境保全型農業直接支払交付金 農業者団体等が化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する取組に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組むために必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者団体等	100分の75以内		有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔遂行状況報告〕 12月31日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)	〔遂行状況報告〕 1月15日
		2 日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業) 活動組織への取組支援及び適切な履行確認の実施に必要な経費 (1) 法第6条第1項の規定に基づく促進計画の策定 (2) 指導・推進 (3) 実施状況の確認 (4) その他環境保全型農業直接支払交付金の実施に必要な事項	4月1日から3月31日まで	市町村	定額	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	2 地下水と土を育む農業育成事業	「地下水と土を育む農業推進条例」に基づく農業者等の取組支援に要する経費	4月1日から3月31日まで ただし、 2(2)は、 交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村、農業協同組合、土壌診断を行う民間事業者等	2分の1以内 (上限1千円/診断1件。ただしCEC及び腐植を測定する場合は上限1,500円/診断1件)	1 事業費の30%を超える増減(ただし、「1 適正施肥推進」に係る増減及び入札による減を除く)	有 (第9条第2項第3号該当)ただし、2(2)は無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		1 適正施肥推進 農業者が負担する作付前土壌診断に要する経費 2 くまもとグリーン農業生産拡大支援 (1)推進事業 ①技術導入検討会の開催、有機JAS認証取得、消費者との交流会、国際水準GAP認証の更新(団体のみ)等に要する経費 ②グリーン農業表示マーク及び地下水と土を育む農畜産物等認証マーク作成に伴う掛増経費、表示マークを貼付した農産物の販売促進及びマーケティングに要する経費 ③マークを活用した農産物の店舗等におけるPRに関する資材等作成に要する経費 (2)技術導入支援 堆肥散布機、局所施肥機、防蛾灯等の減化学肥料・農薬に資する資材、機械の導入費等								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	3 国際水準GAP 認証取得支援事業	<p>「国際水準GAP」認証取得（新規・更新） に取組む農業の専門学科を有する教育機関及び 「国際水準GAP」認証取得（新規）に取組む 農業者等への取組支援に要する経費 対象GAP：①GLOBALG. A. P.、②A S I AGAP、③JGAP</p> <p>1 認証審査支援 上記GAPの認証審査費用及び審査員旅費</p> <p>2 研修・指導受講支援 上記GAP認証取得に必要な研修・指導受 講費及び講師旅費</p> <p>3 環境整備支援 上記GAP認証取得に必要な環境整備等に 係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した情報システム利用 ・分析・調査の実施 ・設備の改修資材の導入の取組み 	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31日 まで	農業の専門学科を有する教育機 関、持続可能性に配慮した農産 物生産に取組む農業者等の組織 する団体	定額（ただし 農林水産部長 が別に定める 上限の範囲 内）	1 事業実施主体の変更 2 事業費の30%を超える 増減	無	要	<p>[状況報告] 12月31日</p> <p>（ただし、知事が別に定め る概算払請求書をもって 代えることができるもの とする）</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[状況報告] 1月15日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するにあたり、直ちに現場での導入が可能な必要性の高い技術を用いた取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで				無	要	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日
		1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通、消費の拡大に資する事項を定める計画(以下「有機農業実施計画」という)の策定及びその実現に向けた取組み並びに輸出などを視野に有機農業の拡大を加速化させる取組みに要する経費 (1) 有機農業実施計画の策定 (2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 (3) 飛躍的な拡大産地の創出		市町村、市町村が参加する協議会	定額 (上限:(1),(3)1,000万円、(2)800万円(2年目)、600万円(3年目)) また、(1),(2)で消費地との連携の取組を実施する場合の金額に200万円加算 ただし、機械リース費に係る経費のみ2分の1以内	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 (1)～(3)の経費の相互間における30%を超える経費配分の増減			[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	2-1 有機転換推進事業(転換支援事業) 新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定額(2万円/10a以内)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[状況報告] 12月31日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)	[状況報告] 1月15日
		2-2 有機転換推進事業(転換支援円滑化事業) 2-1の支援を希望する農業者に対して行う、補助金の交付、実績報告及び実施状況の確認並びに指導の事務に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定額			無	要	[実績報告] 事業完了時

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	3 グリーンな栽培体系加速化事業 化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に要する経費 (1) 検討会の開催 (2) グリーンな栽培体系の検証 (3) グリーンな栽培マニュアルの作成 (4) 産地戦略の策定 (5) 情報発信 (6) 消費者理解の醸成の取組 (7) グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	協議会、市町村、農業協同組合	(1)～(6)定額(上限300万円/地区、うち(6)は上限30万円)ただし、以下の①又は②の場合は上限360万円/地区とする。 ①有機農業の取組面積の拡大に資する技術 ②以下の環境負荷軽減の取組みに複数取り組む場合 ・化学農薬の使用量の低減に資する技術 ・化学肥料の使用量の低減に資する技術 ・温室効果ガスの削減に資する技術 (7)2分の1以内(上限:1,000万円) スマート農業技術の活用に関する法律に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度内に認定を受けることが確実な場合、(1)～(5)に上限100万円/地区を追加する。	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 (1)～(6)と(7)の経費の相互間における30%を超える増減	無	要	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	<p>4 SDGs対応型施設園芸確立 化石燃料使用量削減等に資する新技術による栽培実証や、省エネ機器設備等による効果的な加温体系実証など、環境負荷低減と収益性の向上を両立した施設園芸のモデル産地育成に要する経費</p> <p>(1) 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成 (2) 重点支援モデルの確立に向けた栽培・経営実証 ア. 省エネ機器・資材を活用した栽培・経営実証 イ. 新技術を活用した栽培・経営実証 ウ. 環境影響評価の実施 (3) 経営指標やマニュアルの作成・情報発信</p> <p>※(2)の取組みを実施する場合は、(3)の取組みも必ず実施すること。</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業者等及び都道府県を含む協議会、都道府県、市町村、農業協同組合	(1)～(3)定額(上限:(1)1,500万円、(2)ア及びウ2,500万円、(2)イ及びウ7,000万円、(3)500万円) ただし、(2)ア及びウに係る資機材費は2分の1以内	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 (1)～(3)の経費の相互間における30%を超える経費増減	無	要	<p>[状況報告] 12月31日</p> <p>(ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[状況報告] 1月15日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	5-1 バイオマスの地産地消(推進事業) エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査・設計、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の地域内利用に向けたバイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥等の散布実証に要する経費 (1) 事業化の推進 (2) 効果促進対策 (3) バイオ液肥散布車等の導入 (4) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、民間団体等	(1)、(3) 2分の1以内 (2)、(4) 定額 ただし、(1)、(2)、(4)の上限は500万円。	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 (1)～(3)の経費の相互間における30%を超える増減	無	要	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日
		5-2 バイオマスの地産地消(整備事業) エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、農林漁業関連施設へのエネルギーの供給、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備に要する経費 (1) バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策(生産基盤強化モデル) (2) 地域資源循環の高度化 (3) バイオマス新技術活用モデルの構築							2分の1以内(上限:(1)7,500万円、(3)5,000万円)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業実施場所の変更 4 事業費の30%を超える増減 5 (1)～(3)の経費の相互間における30%を超える増減

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	6-1 みどりの事業活動を支える体制整備(基盤確立事業) 化学肥料の代替となる生産資材やバイオ炭等の環境負荷の低減に資する資材の生産・販売の取組み、環境負荷低減農林水産物を原材料として用いて行う新商品の開発、新商品の生産・販売の取組み並びに流通の合理化の取組みを推進するため、認定基盤確立事業実施計画に従って行われる基盤確立事業に必要な機械・施設の整備等に要する経費 (1) 整備事業 ア 資材の生産・販売 イ 新商品の生産・販売 ウ 流通の合理化 (2) 推進事業 ア 原材料等調達の実定・協会 イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良 ウ 事業成果の情報発信	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、民間団体等	(1) 2分の1以内(上限:2億円) (2) 定額(ただし、リース費については2分の1以内、上限:650万円)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 (1)~(2)の経費の相互間における30%を超える増減 5 事業実施場所の変更((1)のみ)	無	要	[状況報告] 12月31日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	6-2 みどりの事業活動を支える体制整備(環境負荷低減事業活動) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画(みどり計画)又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画(特定計画)の認定を受けた農林漁業者(みどり認定者)が、環境負荷低減事業活動を定着させ、又は拡大させるために必要となる機械・施設の導入又は整備に要する経費 (1) 機械導入事業 (2) 整備事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	特定計画の認定を受けている者、みどり計画の認定を受けている又は令和7年度末までに認定を受けることが確実な者であって、「グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業に協力する者	2分の1以内(上限:(1)200万円、(2)1,000万円) ただし、複数名で1つの特定計画又はみどり計画の認定を受け、共同利用する機械・施設の導入を行う場合は、(1)人数に応じ200万円を乗じた額(上限:1,000万円) (2)人数に応じ1,000万円を乗じた額(上限:2,000万円)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 (1)~(2)の経費の相互間における30%を超える増減 5 事業実施場所の変更	無	要	[状況報告] 12月31日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	7 地域循環型エネルギーシステム構築(化学技術振興事業) 地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための営農型太陽光発電や次世代型太陽電池(ペロブスカイト)のモデル的取組及び未利用資源(稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等)のエネルギー利用を促進する取組に要する経費 (1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 ①推進会議の開催 ②課題解決に向けた調査等 ③営農型太陽光発電設備の導入 ※原則として、①②の取組みは必ず行うものとするが、前年度に当事業において同様の取組みを実施していた場合、③の取組みのみであっても実施可能。 (2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 ①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 ②未利用資源の混合利用促進実証調査 (3) 次世代型太陽電池(ペロブスカイト)のモデル的取組支援 ①推進会議の開催 ②課題解決に向けた調査等 ③次世代型太陽電池の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) 協議会(農業者、発電事業者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農業者の組織する団体(農事組合法人等)が必須構成員) (2) 地方公共団体又は民間団体等 (3) 協議会(農林漁業者、次世代型太陽電池の知見を有するもの及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農林水産業者の組織する団体(農事組合法人等)が必須構成員)	(1) ①②:定額(上限200万円、ただし市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画を作成している又は事業実施年度末までに作成が見込まれる場合、上限1,000万円) (1) ③2分の1(上限800万円) (2) 定額((2)①のみ上限500万円) (3) ①②定額(機械の賃借に係る経費は2分の1) (3) ③2分の1 (3)の上限は合計で1,700万円	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 経費の相互間における30%を超える増減	無	要	[状況報告] 12月31日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
農業 技術 課	5 くまもと土づくり展開事業（産地生産基盤パワーアップ事業全国的な土づくりの展開）	土づくりの展開を図るため、堆肥、土壌改良資材及び緑肥等（以下「堆肥等」という。）を実証的に活用するための経費 1 土壌分析に必要な検体採取費用、分析費及び分析委託費 2 堆肥等の購入費、運搬費、保管費及び散布費 3 堆肥等の実証的な活用に必要の調査及び指導経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	定額（ただし、10a当たり30千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は10a当たり35千円）を上限）、リース導入する農業機械のリース物件購入価格の1/2以内を加算する。	1 事業主体の変更 2 施行箇所又は設置場所の変更 3 事業の中止又は廃止 4 事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く）	無	要	[中間報告] 12月31日	[中間報告] 1月15日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする) [実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	6 スマート農業・ 農業支援サービス 事業導入総合サポ ート緊急対策事業 (R6 経済対策)	サービスの提供範囲が概ね地域の農業支援サ ービス事業者が行う以下の取組みに要する経費 (1) 農業支援サービス事業育成対策 サービスの新規立上げ・拡大に必要なニーズ 調査や試行的なサービス提供、人材育成等 (2) スマート農業機械等導入支援 サービスを提供するために直接必要となるス マート農業機械等の導入またはリース導入 (3) モデル的取組み等の立上げ支援 ①推進事業 国が別に定めるモデル性の高い取組み等の類 似性を踏まえて実施する取組みに係るニーズ調 査や試行的なサービス提供、人材育成等 ②スマート農業機械等導入事業 国が別に定めるモデル性の高い取組み等の類 似性を踏まえて実施するサービス事業に直接必 要となるスマート農業機械等の導入またはリー ス導入 ※原則、①②は一体的に実施すること	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	(1)(2) 農業支援サービス事 業体(民間事業者、農業協同組 合、農事組合法人、農地所有適格 法人、その他農業者が組織する 団体等) (3) 農業支援サービス事業体 (民間事業者、農業協同組合、農 事組合法人、農地所有適格法人、 その他農業者が組織する団体 等)、実需者、農業者、都道府県、 地方公共団体、民間団体 ※農業支援サービス事業体は必 須	(1) 定額(上 限 15,000 千 円) (2) 2分の1 以内 (上限 15,000 千円、ただし、 スマート農業 機械を導入す る場合は上限 30,000 千円) (3) ①定額(上限 30,000 千円) ②2分の1以 内 (上限 50,000 千円)	1 事業実施主体の変 更 2 事業内容取組の新 設又は廃止 3 事業費又は補助金 の30%を超える増減	無	要	[中間報告] 12月31日 (ただし、知事が別に定め る概算払請求書をもって 代えることができるもの とする) [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	7 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R6 経済対策)	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するにあたり、直ちに現場での導入が可能な必要性の高い技術を用いた取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで				無	要	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日
		1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費の拡大に資する事項を定める計画（以下「有機農業実施計画」という。）の策定及びその実現に向けた取組み並びに輸出などを視野に有機農業の拡大を加速化させる取組みに要する経費 (1) 有機農業実施計画の策定 (2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 (3) 飛躍的な拡大産地の創出	市町村又は市町村が 参画する協議会	定額 (上限：(1), (3)1,000 万円、(2) 800 万円(2 年目) また、(1), (2)で消費地 との連携の取組みを実 施する場合上記の金額 に200万円加算 ただし、機械リース費に 係る経費のみ2分の1以 内	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費又は交付金等 の30%を超える増減 4 (1)～(3)の経費 の相互間における30% を超える経費配分の増減			[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日	

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	7 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R6 経済対策)	2-1 有機転換推進事業 (転換支援事業) 新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費	令和6年12月17日 (みどりの食料システム戦略推進緊急対策事業交付等要綱改正日) から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定額 (2万円/10a 以内)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[状況報告] 12月31日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)	[状況報告] 1月15日
		2-2 有機転換推進事業 (転換支援円滑化事業) 2-1の支援を希望する農業者に対して行う、補助金の交付、実績報告及び実施状況の確認並びに指導の事務に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定額			無	要	[実績報告] 事業完了時

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	7 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R6 経済対策)	3 グリーンな栽培体系加速化事業 化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に要する経費 (1) 検討会の開催 (2) グリーンな栽培体系の検証 (3) グリーンな栽培マニュアルの作成 (4) 産地戦略の策定 (5) 情報発信 (6) 消費者理解の醸成 (7) グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	協議会、市町村、農業協同組合	(1)～(6)定額(上限300万円/地区、うち(6)は上限30万円)ただし、以下の①又は②の場合は上限360万円/地区とする。 ①有機農業の取組面積拡大に資する技術 ②以下の環境負荷軽減の取組みに複数取り組む場合 ・化学農薬の使用量の低減に資する技術 ・化学肥料の使用量の低減に資する技術 ・温室効果ガスの削減 (7)2分の1以内(上限1,000万円) スマート農業技術の活用に関する法律に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度内に受けることが確実な場合、(1)～(6)の上限額に100万円追加する。	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費又は交付金の30%を超える増減 4 (1)～(6)と(7)の経費の相互間における30%を超える増減	無	要	[状況報告] 12月31日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)	[状況報告] 1月15日
									[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	7 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R6 経済対策)	<p>4 SDG s 対応型施設園芸確立 化石燃料使用量削減等に資する新技術による栽培実証や、省エネ機器設備等による効果的な加温体系実証など、環境負荷低減と収益性の向上を両立した施設園芸のモデル産地育成に要する経費</p> <p>(1) 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成</p> <p>(2) 重点支援モデルの確立に向けた栽培・経営実証 ア、省エネ機器・資材を活用した栽培・経営実証 イ、新技術を活用した栽培・経営実証 ウ、環境影響評価の実施</p> <p>(3) 経営指標やマニュアルの作成・情報発信</p> <p>※(2)の取組みを実施する場合は、(3)の取組みも必ず実施することとする。</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業者等及び都道府県を含む協議会、都道府県、市町村、農業協同組合	(1)～(3)定額(上限: (1)1,500万円、(2)ア及びウ2,500万円、(2)イ及びウ7,000万円、(3)500万円) ただし、(2)ア及びウにかかる資機材費は2分の1以内	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 (1)～(3)の経費の相互間における30%を超える経費増減	無	要	<p>[状況報告] 12月31日</p> <p>(ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[状況報告] 1月15日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	7 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R6 経済対策)	5-1 バイオマスの地産地消 (推進事業) エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査・設計、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の地域内利用に向けたバイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥等の散布実証に要する経費 (1) 事業化の推進 (2) バイオ液肥散布車等の導入 (3) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	交付決定の日 又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	地方公共団体、民間団体等	(1) 2分の1以内(上限500万円)、 (2) 2分の1以内 (3) 定額(上限500万円)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 (1)～(3)の経費の相互間における30%を超える増減	無	要	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日
		(ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)							[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		5-2 バイオマスの地産地消 (整備事業) エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、農林漁業関連施設へのエネルギーの供給、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備に要する経費 (1) バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策 (生産基盤強化モデル) (2) 地域資源循環の高度化 (3) バイオマス新技術活用モデル構築			2分の1以内(上限:(1)3億円、(3)5,000万円) なお、市町村が作成する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた施設の整備については、上限額を10億円とする。	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業実施場所の変更 4 事業費の30%を超える増減 5 (1)～(3)の経費の相互間における30%を超える増減				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	7 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R6 経済対策)	6-1 みどりの事業活動を支える体制整備 (基盤確立事業) 化学肥料の代替となる生産資材やバイオ炭等の環境負荷の低減に資する資材の生産・販売の取組み、環境負荷低減農林水産物を原材料として用いて行う新商品の開発、新商品の生産・販売の取組み並びに流通の合理化の取組みを推進するため、認定基盤確立事業実施計画に従って行われる基盤確立事業に必要なとなる機械・施設の整備等に要する経費 (1) 整備事業 ア 資材の生産・販売 イ 新商品の生産・販売 ウ 流通の合理化 (2) 推進事業 ア 原材料等調達不安定の安定・協会 イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良 ウ 事業成果の情報発信	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	地方公共団体、民間団体等	(1) 2分の1以内(上限: 2億円) (2) 定額(ただし、リース費については2分の1以内、上限: 650万円)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 (1)~(3)の経費の相互間における30%を超える増減 5 事業実施場所の変更((1)のみ)	無	要	[状況報告] 12月31日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	7 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R6 経済対策)	6-2 みどりの事業活動を支える体制整備 (環境負荷低減事業活動) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画 (みどり計画) 又は法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (特定計画) の認定を受けた農林漁業者 (みどり認定者) が、環境負荷低減事業活動を定着させ、又は拡大させるために必要となる機械・施設の導入又は整備に要する経費 (1) 機械導入事業 (2) 整備事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	特定計画の認定を受けている者、みどり計画の認定を受けている又は令和 7 年度末までに認定を受けることが確実な者であって、「グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業に協力する者	2分の1以内 (上限: (1) 200 万円、(2) 1,000 万円) ただし、複数名で 1 つの特定計画又はみどり計画の認定を受け、共同利用する機械・施設の導入を行う場合は、 (1) 人数に応じ 200 万円を乗じた額 (上限: 1,000 万円) (2) 人数に応じ 1,000 万円を乗じた額 (上限: 2,000 万円)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の 30% を超える増減 4 (1) ~ (2) の経費の相互間における 30% を超える増減 5 事業実施場所の変更	無	要	[状況報告] 12 月 31 日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1 月 15 日 [実績報告] 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	7 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R6 経済対策)	<p>7-1 地域循環型エネルギーシステム構築 (化学技術振興事業)</p> <p>地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり、営農型太陽光発電や次世代型太陽電池 (ペロブスカイト) のモデル的取組み及び未利用資源 (稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等) のエネルギー利用を促進する取組み等に要する経費</p> <p>(1) 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり ア 推進会議の開催 イ 課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等 ウ 営農型太陽光発電設備の導入</p> <p>(2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査 ア バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 イ 未利用資源の混合利用促進</p> <p>(3) 次世代型太陽電池 (ペロブスカイト) のモデル的取組支援 ア 推進会議の開催 イ 課題か行けるに向けた調査等 ウ 次世代型太陽電池の導入</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>(1) 協議会 (農林漁業者、発電事業者、都道府県・市町村・農業委員会又は、農林漁業者の組織する団体が必須構成員)</p> <p>(2) 地域公共団体、民間団体等</p> <p>(3) 協議会 (農林漁業者、次世代型太陽電池の知見を有する者、都道府県・市町村・農業委員会または地域の農林漁業者の組織する団体が必須構成員)</p>	<p>(1) ア及びイ：定額 (上限 200 万円、ただし市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画の作成している、または令和7年度末までの作成が見込まれる場合、上限 1,000 万円)</p> <p>(1) ウ：2 分の 1 以内 (上限 800 万円)</p> <p>(2) 定額 ((2) アのみ上限 500 万円)</p> <p>(3) ア及びイ：定額 (機械の賃借に係る経費 2 分の 1 以内)</p> <p>(3) ウ：2 分の 1 以内</p> <p>(3) の上限は合計で 1,700 万円</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業費の 30% を超える増減</p> <p>4 経費の相互間における 30% を超える増減</p>	無	要	<p>[状況報告]</p> <p>12月31日</p> <p>(ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了時</p>	<p>[状況報告]</p> <p>1月15日</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	7 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R6 経済対策)	7-2 地域循環型エネルギーシステム構築 (整備事業) 地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のため市町村が策定する農林漁業を核とした地域資源・再生可能エネルギーの循環利用を加速化させる包括的な計画 (農林漁業循環経済先導計画) に基づき行う施設整備等に要する経費 (1) 再生可能エネルギー設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯施設等の導入 (2) 営農型太陽光発電設備の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	協議会、地域公共団体又は民間団体等	2分の1以内 (上限2億3,000万円)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 経費の相互間における30%を超える増減 5 事業実施場所の変更	無	要	[状況報告] 12月31日 (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	8 スマート農業導入拡大支援事業	スマート農業機械の利用体験事業 スマート農業技術の活用を促進するため、農業者等がスマート農業機械等をリース・レンタルし、スマート農業の利便性を体験するために必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業法人、農業者の組織する団体（構成員3戸以上）、農業協同組合、市町村等	定額（上限300千円）	1 事業実施主体の変更 2 事業内容取組の新設又は廃止 3 事業費又は補助金の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日